

航空法 73 条の 4 第 5 項、運送約款第 14 条第 1 項に基づく降機等命令取消請求事件

原告 谷本誠一

被告 株式会社 AIRDO、釧路警察署

証拠説明書

令和 4 年 4 月 28 日

広島地方裁判所 民事部 御中

原告 谷本誠一

原告が提出した下記の甲号証について、以下の通り証拠の説明を行う。

1 甲第 1 号証

文書の標題 命令書

作成者 AIRDO72 便機長

作成年月日 令和 4 年 2 月 6 日午前 10 時 46 分

原本写の別 写し

立証趣旨 本件航空法 73 条の 4 第 5 項に基づく命令の存在及び内容

2 甲第 2 号証

文書の標題 行政文書不開示決定通知書

作成者 国土交通大臣齊藤鉄夫

作成年月日 令和 3 年 12 月 21 日

原本写の別 写し

立証趣旨 公共交通機関における、特に症状のない者のマスク着用が、新型コロナウイルスの感染予防及び拡大防止に確実な効果があるという科学的根拠を立証する文書の不存在

以上